

青梅市事務手数料条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

民間事業者等が設置する多機能端末機からの証明書等の交付の手数料等を定めるとともに、自動交付機の利用に関する規定を削るほか、印鑑の登録証について所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市事務手数料条例等の一部を改正する条例

(青梅市事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 青梅市事務手数料条例（平成 1 2 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 市税その他諸収入金に関する証明	1 件につき 300 円 (郵便等による申請および交付の場合にあっては、1 件につき 400 円)
-------------------	--

」を

「

1 市税その他諸収入金に関する証明	1 件につき 300 円 ただし、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書等を自動的に交付する機
-------------------	--

	能を有するものをいう。以下同じ。)による交付の場合にあっては、1件につき200円 (郵便等による申請および交付の場合にあっては、1件につき400円)
--	---

」に、

「

5 住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4に規定する住民票を含む。）、除かれた住民票の写しの交付	1通につき300円 ただし、自動交付機による住民票の写しの交付の場合にあっては、1通につき200円 (郵便等による申請および交付の場合にあっては、1通につき400円)
---	---

」を

「

5 住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4に規定する住民票を含む。）、除かれた住民票の写しの交付	1通につき300円 ただし、自動交付機または多機能端末機による住民票の写しの交付の場合にあっては、1通につき200円 (郵便等による申請および交付の場合にあっては、1通につき400円)
---	--

」に、

「

10 戸籍の附票、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1通につき300円 (郵便等による申請および交付の場合にあっては、1通につき400円)
--------------------------	--

」を

「

10 戸籍の附票、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1通につき300円 ただし、多機能端末機による戸籍の附票の写しの交付の場合にあっては、1通につき200円 (郵便等による申請および交付の場合にあっては、1通につき400円)
--------------------------	--

」に、

「

12 印鑑に関する証明	1件につき300円 ただし、自動交付機による交付の場合にあっては、1件につき200円
-------------	---

」を

「

12 印鑑に関する証明	1 件につき 300 円 ただし、自動交付機または多機能端末機による交付の場合にあっては、 1 件につき 200 円
-------------	--

」に、

「

21 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までもしくは第 126 条の規定にもとづく戸籍の謄本もしくは抄本の交付または同法第 120 条第 1 項もしくは第 126 条の規定にもとづく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 450 円
---	--------------

」を

「

21 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までもしくは第 126 条の規定にもとづく戸籍の謄本もしくは抄本の交付または同法第 120 条第 1 項もしくは第 126 条の規定にもとづく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書	1 通につき 450 円 ただし、多機能端末機による戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付の場合にあっては、1 通につき 350 円
---	--

面の交付	
------	--

」に

改める。

第2条 青梅市事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

5 住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4に規定する住民票を含む。）、除かれた住民票の写しの交付	1通につき300円 ただし、自動交付機または多機能端末機による住民票の写しの交付の場合にあっては、1通につき200円（郵便等による申請および交付の場合にあっては、1通につき400円）
---	--

」を

「

5 住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4に規定する住民票を含む。）、除かれた住民票の写しの交付	1通につき300円 ただし、多機能端末機による住民票の写しの交付の場合にあっては、1通につき200円（郵便等による申請および交付の場合にあっては、1通につき400円）
---	--

」に、

「

12 印鑑に関する証明	1件につき300円 ただし、自動交付機または多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき200円
-------------	--

」を

「

12 印鑑に関する証明	1件につき300円 ただし、多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき200円
-------------	--

」に、

「

13 おうめ市民カードの再交付	1件につき300円
-----------------	-----------

」を

「

13 印鑑登録証の再交付	1 件につき 300 円
--------------	--------------

」に

改める。

(青梅市印鑑条例の一部改正)

第 3 条 青梅市印鑑条例（昭和 5 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、自ら多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、規則で定める暗証番号等を入力することにより申請することができる。

第 4 条 青梅市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第 1 項中「者を識別するための磁気を付したおうめ市民カード」を「旨を証する書面」に、「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 1 0 条（見出しを含む。）、第 1 1 条（見出しを含む。）、第 1 4 条および第 1 5 条中「市民カード」を「印鑑登録証」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 1 9 条中「市民カード」を「印鑑登録証」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「および暗証番号」を削り、「ならびに印鑑の」を「および」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例中第1条および第3条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条および第4条の規定は平成30年1月1日から施行する。

(青梅市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第4条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前の青梅市印鑑条例(以下「旧条例」という。)の規定により市民カードの交付を受けている者が、当該市民カードを同条の規定による改正後の青梅市印鑑条例(以下「新条例」という。)第9条に規定する印鑑登録証に交換しようとする場合の手続は、規則で別に定める。

3 第4条の規定の施行の際、現に旧条例の規定により市民カードの交付を受けている者が、新条例第11条、第14条、第15条、第18条および第19条の規定にかかる行為を行う場合には、新条例中「印鑑登録証」とあるのは、「市民カード」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。

青梅市事務手数料条例等の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

民間事業者等が設置する多機能端末機からの証明書等の交付の手数料等を定めるとともに、自動交付機の利用に関する規定を削るほか、印鑑の登録証について所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

2 改正する条例および内容

(1) 青梅市事務手数料条例の一部改正

ア 多機能端末機による交付の場合の手数料を定める。(別表関係)

徴収する事項	改正後	現 行
	金額	金額
1 市税その他諸収入金に関する証明	1 件につき 300 円 ただし、 <u>多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）</u> による交付の場合にあっては、1 件につき 200 円 （郵便等による申請および交付の場合にあっては、1 件につき 400 円）	1 件につき 300 円 （郵便等による申請および交付の場合にあっては、1 件につき 400 円）
5 住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4に規定する住民票を含む。）、除かれた住民票の写しの交付	1 通につき 300 円 ただし、 <u>自動交付機または多機能端末機による住民票の写しの交付の場合にあっては、1 通につき 200 円</u> （略）	1 通につき 300 円 ただし、自動交付機による住民票の写しの交付の場合にあっては、1 通につき 200 円 （略）
10 戸籍の附票、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1 通につき 300 円 ただし、 <u>多機能端末機による戸籍の附票の写しの交付の場合にあっては、1 通につき 200 円</u> （略）	1 通につき 300 円 （略）
12 印鑑に関する証明	1 件につき 300 円 ただし、 <u>自動交付機または多機能端末機による交付の場合にあっては、1 件につき 200 円</u>	1 件につき 300 円 ただし、自動交付機による交付の場合にあっては、1 件につき 200 円

印鑑の登録を受けている旨を証する書面を「印鑑登録証」とする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 2 (1)アおよび2 (2)ア 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日

イ 2 (1)イ、2 (1)ウ、2 (2)イおよび2 (2)ウ 平成30年1月1日

(2) 青梅市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置

ア この条例施行の際、現に改正前の青梅市印鑑条例（以下「旧条例」という。）の規定により市民カードの交付を受けている者が、当該市民カードを改正後の青梅市印鑑条例（以下「新条例」という。）第9条に規定する印鑑登録証に交換しようとする場合の手続は、規則で別に定める。

イ この条例施行の際、現に旧条例の規定により市民カードの交付を受けている者が、新条例第11条、第14条、第15条、第18条および第19条の規定にかかる行為を行う場合には、新条例中「印鑑登録証」とあるのは、「市民カード」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。

青梅市事務手数料条例等の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市事務手数料条例（平成12年条例第22号））

改正後			現行			備考
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
徴収する事項	金額	徴収時期	徴収する事項	金額	徴収時期	
1 市税その他諸収入金に関する証明	1件につき300円 ただし、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合にあっては、1件につき200円 （郵便等による申請および交付の場合にあっては、1件につき400円）	交付時	1 市税その他諸収入金に関する証明	1件につき300円 （郵便等による申請および交付の場合にあっては、1件につき400円）	交付時	
2～4 略			2～4 略			
5 住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4に規定する住民票を含む。）、除かれた住民票の写しの交付	1通につき300円 ただし、自動交付機または多機能端末機による住民票の写しの交付の場合にあっては、1通につき200円	交付時	5 住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4に規定する住民票を含む。）、除かれた住民票の写しの交付	1通につき300円 ただし、自動交付機による住民票の写しの交付の場合にあっては、1通につき200円	交付時	

	円 (郵便等による申請 および交付の場合に あつては、1通につ き400円)	
6～9 略		
10 戸籍の附票、除かれた戸籍 の附票の写しの交付	1通につき300円 ただし、多機能端末 機による戸籍の附票 の写しの交付の場合 にあつては、1通に つき200円 (郵便等による申請 および交付の場合に あつては、1通につ き400円)	交付時
11 略		
12 印鑑に関する証明	1件につき300円 ただし、自動交付機 または多機能端末機 による交付の場合に あつては、1件につ き200円	交付時
13～20 略		
21 戸籍法(昭和22年法律第224 号)第10条第1項、第10条の 2第1項から第5項までもし くは第126条の規定にもとづ く戸籍の謄本もしくは抄本の 交付または同法第120条第1 項もしくは第126条の規定に もとづく磁気ディスクをもつ て調製された戸籍に記録され	1通につき450円 ただし、多機能端末 機による戸籍に記録 されている事項の全 部または一部を証明 した書面の交付の場 合にあつては、1通 につき350円	交付時

	(郵便等による申請 および交付の場合に あつては、1通につ き400円)	
6～9 略		
10 戸籍の附票、除かれた戸籍 の附票の写しの交付	1通につき300円 (郵便等による申請 および交付の場合に あつては、1通につ き400円)	交付時
11 略		
12 印鑑に関する証明	1件につき300円 ただし、自動交付機 による交付の場合に あつては、1件につ き200円	交付時
13～20 略		
21 戸籍法(昭和22年法律第224 号)第10条第1項、第10条の 2第1項から第5項までもし くは第126条の規定にもとづ く戸籍の謄本もしくは抄本の 交付または同法第120条第1 項もしくは第126条の規定に もとづく磁気ディスクをもつ て調製された戸籍に記録され	1通につき450円	交付時

ている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付		
22～38 略		

ている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付		
22～38 略		

○第2条による改正（青梅市事務手数料条例）

改正後			現行			備考
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
徴収する事項	金額	徴収時期	徴収する事項	金額	徴収時期	
1～4 略			1～4 略			
5 住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4に規定する住民票を含む。）、除かれた住民票の写しの交付	1通につき300円 ただし、多機能端末機による住民票の写しの交付の場合にあっては、1通につき200円 （郵便等による申請および交付の場合にあっては、1通につき400円）	交付時	5 住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4に規定する住民票を含む。）、除かれた住民票の写しの交付	1通につき300円 ただし、自動交付機または多機能端末機による住民票の写しの交付の場合にあっては、1通につき200円 （郵便等による申請および交付の場合にあっては、1通につき400円）	交付時	
6～11 略			6～11 略			
12 印鑑に関する証明	1件につき300円 ただし、多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき200円	交付時	12 印鑑に関する証明	1件につき300円 ただし、自動交付機または多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき200円	交付時	
13 印鑑登録証の再交付	1件につき300円	交付時	13 おうめ市民カードの再交付	1件につき300円	交付時	
14～38 略			14～38 略			

○第3条による改正（青梅市印鑑条例（昭和59年条例第9号））

改正後	現行	備考
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、自ら多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、規則で定める暗証番号等を入力することにより申請することができる。</u></p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p>	

○第4条による改正（青梅市印鑑条例）

改正後	現行	備考
<p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第9条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「<u>印鑑登録証</u>」という。）を当該印鑑の登録を受けた者またはその代理人に対して直接交付する。</p> <p>2 <u>印鑑登録証</u>には、登録番号を記載する。</p> <p>(印鑑登録証の引替交付)</p> <p>第10条 印鑑登録を受けている者（以下「<u>印鑑登録者</u>」という。）は、<u>印鑑登録証</u>が著しく汚損またはき損したときは、<u>印鑑登録証</u>引替交付申請書に当該<u>印鑑登録証</u>を添えて引替交付を申請することができる。</p>	<p>(市民カードの交付)</p> <p>第9条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気を付した<u>おうめ市民カード</u>（以下「<u>市民カード</u>」という。）を当該印鑑の登録を受けた者またはその代理人に対して直接交付する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、登録申請者が、別に定める規則の規定にもとづき、すでに市民カードの交付を受けている場合は、新たな市民カードは交付しないものとする。</u></p> <p>3 <u>市民カード</u>には、登録番号を記載する。</p> <p>(市民カードの引替交付)</p> <p>第10条 印鑑登録を受けている者（以下「<u>印鑑登録者</u>」という。）は、<u>市民カード</u>が著しく汚損またはき損したときは、<u>市民カード</u>引替交付申請書に当該<u>市民カード</u>を添えて引替交付を申請することができる。</p>	

(印鑑登録証亡失の届出)

第11条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届書によりただちにその旨を届け出なければならない。

(登録廃止の申請)

第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、ただちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

- (1) 略
- (2) 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。
- (3)～(7) 略

(印鑑登録証明の申請)

第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、自ら多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、規則で定める暗証番号等を入力することにより申請することができる。

(印鑑登録証明の制限)

(市民カード亡失の届出)

第11条 印鑑登録者は、市民カードを亡失したときは、市民カード亡失届書によりただちにその旨を届け出なければならない。

(登録廃止の申請)

第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に市民カードを添えて申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に市民カードを添えて、ただちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

- (1) 略
- (2) 市民カード亡失の届出をしたとき。
- (3)～(7) 略

(印鑑登録証明の申請)

第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、市民カードを提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、自ら市の自動交付機（市の電子計算組織に結合し、証明書等を自動的に発行し、交付する機械をいう。）に市民カードを使用して、規則で定める暗証番号等を入力することにより申請することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、自ら多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、規則で定める暗証番号等を入力することにより申請することができる。

(印鑑登録証明の制限)

<p>第19条 市長は、前条第1項の規定による申請に際し、<u>印鑑登録証</u>を提示した者に対してのみ<u>印鑑登録証明書</u>を交付するものとする。</p> <p>(関係人に対する質問)</p> <p>第20条 市長は、印鑑_____の登録および_____証明に関し必要な調査をすることができる。</p> <p>2および3 略</p>	<p>第19条 市長は、前条第1項の規定による申請に際し、<u>市民カード</u>を提示した者に対してのみ<u>印鑑登録証明書</u>を交付するものとする。</p> <p>(関係人に対する質問)</p> <p>第20条 市長は、<u>印鑑および暗証番号の登録ならびに印鑑の証明</u>に関し必要な調査をすることができる。</p> <p>2および3 略</p>
---	---

<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例中第1条および第3条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条および第4条の規定は平成30年1月1日から施行する。</u> <u>(青梅市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>2 <u>第4条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前の青梅市印鑑条例(以下「旧条例」という。)の規定により市民カードの交付を受けている者が、当該市民カードを同条の規定による改正後の青梅市印鑑条例(以下「新条例」という。)第9条に規定する印鑑登録証に交換しようとする場合の手続は、規則で別に定める。</u></p> <p>3 <u>第4条の規定の施行の際、現に旧条例の規定により市民カードの交付を受けている者が、新条例第11条、第14条、第15条、第18条および第19条の規定にかかる行為を行う場合には、新条例中「印鑑登録証」とあるのは、「市民カード」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。</u></p>	
---	--